

令和  
三  
年  
五條市議会第一回三月定例会会議録(第二号)

令和三年三月八日(月曜日)

議事日程(第二号)

令和三年三月八日 午前十時開議

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| 第一  | 報第一号  | 令和三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について  |
| 第二  | 報第二号  | 令和三年度五條市地域商社株式会社の事業計画及び予算の報告について   |
| 第三  | 議第二号  | 五條市公告式条例及び五條市福祉事務所設置条例の一部改正について  |
| 第四  | 議第四号  | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について   |
| 第五  | 議第六号  | 五條市国民健康保険条例の一部改正について   |
| 第六  | 議第七号  | 五條市国民健康保険条例の一部改正について   |
| 第七  | 議第九号  | 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について   |
| 第八  | 議第十号  | 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第九  | 議第十一号 | 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について  |
| 第十  | 議第十二号 | 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について                |
| 第十一 | 議第十三号 | 五條市墓地条例の一部改正について   |
| 第十二 | 議第十四号 | 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について  |

- 第十三 議第十五号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第十四 議第十六号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第十五 議第十七号 調停申立事件に係る和解について
- 第十六 議第十八号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について
- 第十七 議第十九号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十八 議第二十号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第十九 議第二十一号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十 議第二十二号 令和三年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十三号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十四号 令和三年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十五号 令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和三年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十七号 令和三年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和三年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第三十号 令和三年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第二十一 議第三号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第二十二 議第五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第二十三 議第八号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第二十四 議第三十一号 五條市気候非常事態宣言について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪本	吉田	牧野	平岡	養田	伊谷
龍美	雅美	雅雅	耕雅		佳		雅	清	全	賢	
雄子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司	

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長

太

田

好

紀



事務局職員出席者

事務局長	馬場
事務局次長	馬場
事務局係員	孝雅
速記者	柳瀬
	五人
	美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。  
配布漏れはございませんか。――。  
これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、報第一号を議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）報第一号 令和三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 櫻井克充登壇〕

○土地開発公社事務局長（櫻井克充）それでは失礼します。

ただいま上程いただきました報第一号、令和三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、令和三年度事業計画から説明させていただきます。

まず、一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、令和三年度の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の用地維持管理事業費及び基金からの借入金支払利息といたしまして三十八万円を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

市からの依頼に基づき、公共事業に必要とする土地等を先行して取得する事業に係る公共用地取得事業計画でございますが、新規事業につきましては、ございません。

次に継続事業でございますが、事業用地名の一、二見公共用地から三ページの七の野原新町公共用地までの七つの事業用地につきましては、計画事業費を合計八百四十二万四千円計上しております。

事業概要といたしましては、草刈等の用地管理経費及び用地の整備費並び借入金支払利息となっております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、令和三年度予算を御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものがございます。

収入の部では、第一款土地開発事業収益といたしまして、二百五十五万八千円を計上しております。

その内訳でございますが、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります事業収益につきましては、公社用地の売買が成立した場合の一千円を計上しております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益といたしまして、JR五条駅前臨時駐車場

運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益、二百五十五万七千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用といたしまして、二百二十七万七千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、土地売却原価として一千円並びに事務的経費であります一般管理費として五十三万五千円の合計五十三万六千円を計上いたしております。

次に、第二項では、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります事業外費用といたしまして、JR五条駅前臨時駐車場の運営経費であります駐車場管理費及び雑支出を合計百二十四万一千円、さらに第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、五ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条の資本的収入及び支出の予算額でございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産の増加に係る支出や負債の減少に係る支出及びこれらのために必要な資金収入を計上するものであります。

また、資本的収入額の三十万一千円が資本的支出額の八百八十五万四千円に対して不足する額であります八百五十五万三千円は、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

まず、収入の部でございますが、第一款資本的収入といたしまして、三十万一千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項で市からの利子補給金三十万一千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、八百八十五万四千円を計上いたしております。

支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として八百八十五万四千円を計上いたしております。各事業用地の草刈等維持管理経費及び整備費等を八百五十五万三千円、市基金に対する借入金利息を三十万一千円計上いたしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、令和三年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどからの説明を申し上げます「二」の事業収益から「三」の利子補給金に「四」の前年度繰越金を加えまして、合計で一千八百七十六万二千円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、「二」の事業費用から「五」の借入金償還金に「六」の未払金を加えまして、合計で一千二百二十二

万二千円となっております、差引で六百五十四万円の黒字資金収支を見込んでおります。

続きまして、七ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和三年度予定貸借対照表でございます。令和三年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和四年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十一億九百五十四万二千円に對しまして、次のページにございます負債合計が十九億二百八万円、資本合計が二億七百四十六万二千円で、負債・資本合計は二十一億九百五十四万二千円でございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございます。長期借入金の令和二年度末の債務額十五億二百八万円に對しまして、令和三年度中は土地売却収益が未定であり償還金についても計上いたしておりませんので、令和三年度末の債務額は、十五億二百八万円の同額となる見通しでございます。

続きまして、十ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和二年度予定損益計算書でございます。令和二年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに對する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

事業収益のゼロ円から事業費用の五十万四千円を差し引いた額でありますマイナス五十万四千円と、事業外収益の百六十七万円から事業外費用の八十八万六千円を差し引いた額であります七十八万四千円の合計金額であります二十八万円が令和二年度の純利益となる見通しでございます。

続きまして、十一ページから十二ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和二年度予定貸借対照表でございます。令和二年度における当公社の財産状況を明らかにするために、貸借対照日であります令和三年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十一億一千四十一万八千円に對しまして、次のページにございます負債合計が十九億三百二十三万七千円、資本合計が二億七百八十八万一千円で、負債・資本合計は二十一億一千四十一万八千円となる見通しでございます。

なお、十三ページ以降の令和三年度五條市土地開発公社予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）新規事業は、今年はないということですが、そしたら土地開発公社の管理所有する土地で貸している土地はどれくらいあるのか、事業名と場所を大体答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）失礼します。

十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

土地開発公社の常務理事という立場でお答え申し上げます。

現在、土地開発公社の用地には十二事業用地がございますが、そのうち、貸しているという土地につきましては、野原新町公共用地、場所は、吉野ストアさんの駐車場の部分、それから貸しているという意味ではJR五条駅前の整備事業用地、これを臨時駐車場としてお借りいただいております。その他、電柱ですとか、NTTの電話に関する、そういう土地の使用料、そういった部分も貸しておりますが、それは各所にわたって存在をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第二、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 報第二号 令和三年度五條市地域商社株式会社の事業計画及び予算の報告について。

○議長（山口耕司） 報告を求めます。辻本一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長。

〔一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長 辻本尚克登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長（辻本尚克） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号、令和三年度五條市地域商社株式会社の事業計画及び予算の報告を地方自治法第二百四十三条の三、第二項の規定により御報告申し上げます。

令和三年度は、一般財団法人大塔ふる里センターを母体として設立した五條市地域商社株式会社に経営体制を一元化し、大塔町公の施設の指定管理事業と地域商社事業を一体的に実施することにより、運営の合理化と経費削減に努めます。

また、五條市の地方創生推進事業と連動し、市内地域資源の活用により五條市のブランド力を高めるための商社事業を展開することで、地域産業の興隆を目指します。

まず初めに、令和三年度収支予算について御説明申し上げますので、別冊の令和三年度事業計画・収支予算書を御覧願います。  
二ページから三ページを御覧ください。

令和三年度における五條市地域商社株式会社事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額はともに一億五千七百三十二万三千円で、前年度に比べ九百五十五万七千円の減となっております。

収入の主なものといたしましては、ロジジ星のくへの宿泊事業収入三千四百九十万円、道の駅などの売店事業収入五千二百五万円などの事業収入として一億三百三十五万円、五條市からの指定管理料、地域商社産業創出推進事業としての委託金収入四千八百九十六万二千円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものといたしまして、事業費支出においては、売店販売用商品購入代としての仕入れ高三千百万五千円、給料手当三千三百四十三万五千円、電気・ガス代などの光熱水料費一千六百三十九万円、食材購入費などとしての原材料費一千四十八万円などとなっております。

また、管理費支出においては、職員一名の給料手当四百六十万円、全職員の福利厚生費百五十五万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について、御説明させていただきます。

四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額ともに三千三百三十五万円で、前年度に比べ八十九万五千円の減となっております。委託金収入減額に伴う減少であります。

収入の主なものは、浴場利用収入などの事業収入一千四百五十五万円、委託金収入一千五百六十六万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費八百万円、ボイラーの燃料費六百九十万円などとなっております。

次に、五ページを御覧願います。

ロジジ星のくにつきましては、当期収入、支出予算額ともに四千七百十四万円で、前年度に比べ百九十四万円の減となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入四千九十万円、委託金収入六百九十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費四百二十九万円、食材購入の原材料費六百八十万円となっております。

次に、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額ともに四千七百三十六万五千円で、前年度に比べ四十一万六千円の減となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入四十万円で、委託金収入六百六万五千円であり、支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千七百二十八万五千円、電気代などの光熱水料費二百八十五万円でとなっております。

次に、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、当期収入、支出予算額ともに一千三百八十八万円で、前年度に比べ二百二十一万円の減となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入七百五十五万円、委託金収入四百九十五万八千円であり、支出の主なものは、食材購入の原材料費二百二十万円、電気代などの光熱水料費百二十五万円などとなっております。

次に、八ページを御覧願います。

大塔水車施設につきましては、令和三年四月から五條市の直営となり、令和三年度におきましては予算計上をしておりません。

次に、九ページを御覧願います。

福祉事業につきましては、令和二年五月からデイサービス事業を、大塔ライフハウスプロジェクトが実施しており、令和三年度におきま

ては予算計上をしております。

次に、十ページを御覧願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費一名分と事業運営費等となっております。

委託金収入としましては九百十八万九千円を計上させていただき、当期収入支出とも九百二十一万円を見込んでおります。

最後に、十一ページを御覧願います。

地域商社事業につきましては、当期収入、支出予算額ともに七百二十五万円となっております。

収入の主なものは、委託金収入七百万円であり、支出の主なものは、委託費二百六十万円となっております。

なお、一ページの令和三年度事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧いただきたいと存じます。

令和三年度におきましても、各施設の利用向上と経費の削減、大塔の特産品・ジビエ肉などの販売、新しい事業の推進に一層努めてまいりますと存じます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」、「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）大塔水車施設についてですけれども、今年度ゼロ円ということなんですけれども、以前車の廃棄のバッテリーを使って……、プリウスの蓄電池を使って実験をしておったと思うのですけれども、それはこの成果に現れてきていないのですか。それとも、もう地元だけで運営をしていくので、そういうのは関係ないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

まず水車施設でございますけれども、御質問のとおり車のバッテリー、そんなものを利用して、そして水車の動力を用いまして電気を起こす、蓄電池をするというところの事業は現在も続けております。ただ、さらにそのためた電気をどう使うかというところにつきましては、まだこれから検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりました、その施設はそれで終わったわけではございません。現在継続、計画

でございます。

それから水車につきましては、これから大塔支所の直営管理ということで、経費、それから収入等を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）二ページ、収入の部で委託金収入四千八百九十六万二千元あがっておりますけれども、一年間でこれだけということですが、けれども、昨年十二月定例会での指定管理者の議決におきましては、五條市地域商社株式会社に対しましては、四事業ありまして、うち三事業が五年間の指定と、一事業だけ一年間ということで、合計一億六千三百万円、指定管理料を払うことになっておりますけれども、この二ページの委託金は一億六千三百万円のうちの一年分として五條市から五條市地域商社株式会社へ払われた分なのか、いわゆる指定管理料の支払いの仕方ですね、一億六千三百万円を一括して先に五條市地域商社株式会社に払うのではなしに、一年ごとに一年分の指定管理料を五條市地域商社株式会社に払っていくのかどうか、その辺が一つと、そして五條市地域商社株式会社に移行後、今までこの関連事業で働いてもらっておった職員、正規職員、非正規職員またパート職員、全て含めて辞めなければならない方は発生しておられないのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（山口耕司） 辻本一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長。

○一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長（辻本尚克） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

指定管理料につきましては、五年計画の令和三年度としましてそのうちの四千九百九十六万二千元ということになっております。

そして職員また臨時職員、パートの方々の雇用につきましては、今現在、全員雇用の方向で話を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）雇用の件ですけれども、今は四年雇用の契約というような答弁ありましたけれども、五條市地域商社株式会社に移行するに当たって、今まで雇用しておいた全ての職員さんの中で、辞めなければならない人は発生しておりませんかという質問です。

○議長（山口耕司） 辻本一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長。

○一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長（辻本尚克） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいま正規職員との面談、また臨時職員の方々との面談を行っておりまして、五條市地域商社株式会社といたしましては継続して雇用させさせていただく方向でおります。またその個人面談の中で、正規職員また臨時職員の方々への御希望もございまして、そのあたりはの方々と随時今後も話をしながら行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）十一ページの事業収入、ロイヤリティー事業収入についてお伺いします。

○議長（山口耕司）辻本一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長。

○一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長（辻本尚克）七番岩本議員の御質問にお答えいたします。

十一ページ事業収入の中にごさいますロイヤリティー事業収入についてでございますけれども、このロイヤリティー事業収入につきましては、今五條市地域商社株式会社の商標をいただいております、さんま寿司の販売につきまして、そのロイヤリティーの料金を五條市地域商社株式会社の事業収入として、予算として入れている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ロイヤリティーと申しますと、特許料とかと思えますけれども、さんま寿司いうたらほかのところにも売ってますよね。それは何か、二十五万円計上してくれていますけれども、そういう特許料が入るようになっておるんですか。

○議長（山口耕司）辻本一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長。

○一般財団法人大塔ふる里センター派遣課長（辻本尚克）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市地域商社株式会社としまして、五條市の登録商標といたしまして今後ブランド協議会の方々ともいろいろ協力をしていく中で、新品、物品であったりまたツアーであったり、そういうふうなものを創出していきまして、それに対して商標をつけていきまして、ロイヤリティーであり、また事業収入、そういうところ結びつけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で、報第二号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第二号 五條市公告式条例及び五條市福祉事務所設置条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第二号、五條市公告式条例及び五條市福祉事務所設置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市役所の新庁舎の移転に伴い条例の公布を行う掲示場及び五條市福祉事務所の位置を変更するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧ください。

初めに、改正条例の本則でございますが、第一条では、五條市公告式条例の一部改正を行うものとして、第二条第二項の表中「本町一丁目」を「岡口一丁目」に改めるものでございます。

次に、第二条では、五條市福祉事務所設置条例の一部改正を行うものとして、第一条第二項中「本町一丁目一番一号」を「岡口一丁目三番一号」に改めるものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を五條市役所の位置を変更する条例の施行の日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第四号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第四号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧ください。

本案は、国家公務員給与制度に準拠し、一般職の職員に支給する住居手当のうち、持ち家に係る支給規定を廃止するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。  
恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧ください。

初めに、改正条例の本則でございますが、住居手当を規定した条例第八条について、第一項では、住居手当の支給対象となる職員について、「自ら居住するための住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っている職員」とし、第二項では、借家に係る住居手当の月額について、従前の規定を引用するとともに、持ち家に係る規定、これは月額一千円、ただし新築または購入後五年を経過するまでの間は月額二千五百円でございますが、この規定を削除いたしております。

本則は、以上でございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を令和三年四月一日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今説明いただきましたけれども、ちょっと分かりにくいのですけれども、住居手当に関する改正だと思っておりますけれども、そしたら今までの手当の額よりも増えるのか減るのか、もう少し分かりやすいように答弁していただけますか。

○議長（山口耕司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

持ち家手当の見直しでございますけれども、持ち家に居住する公務員の住居手当の支給につきましては、個人の資産に公金を支払うのは不当というようなことから、人事院により勧告がなされたところでございまして、国家公務員の制度廃止に続きまして、全国の自治体で段階的にこの持ち家手当が廃止されてきたところでございます。

奈良県下の市町村におきましては、昨年度この手当の支給団体は本市を含め四団体というところでございまして、本年度は本市を含めて二団体ということになってまいりました。当該団体についても、本年度末をもって廃止ということの予定でございまして、本市におきましても県から非常に厳しい見直しの指導もございましたので、今般この条例の廃止の改正条例案を提出したところでございます。

先ほど大谷議員が言われた、減るのかどうなのかということですが、持ち家の手当の支給を受けた職員については、手当がなくなり

ますので住居手当は減るといふことになると思います。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら今の答弁でいきますと、大体において結論は今までの住居手当よりも額は減るといふ答弁やったと思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（山口耕司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）御答弁申し上げます。

額が減ってまいります。予算額におきましては、年間約百七十万円の削減になるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）皆さん方も御存じのように、昨年の十二月定例会でしたか、昨年において人事院勧告に基づいて職員の皆さん方も含め我々も下げましたね。そのときに職員の皆さん方も下がっていると思うのですね。コロナ禍の中で職員の皆さん方も大変今までと違う危険な状況で頑張っている中で、この時期にまた手当を下げるということにつきましては、私は賛成できませんので、議長におかれましては採決をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議あり」の声あり）ただいま異議ありという言葉が出ております。

御異議があるようですので、これより……（「三番」の声あり）三番平岡清司議員。

○三番（平岡清司）これ今異議が出ているのですけれども、議長、これは今委員会付託になっていないのですけれども、委員会付託をしたらどうですか。（議場に声あり）

今異議が出ているのでね、ここで採決をとってもらうのも結構ですけれども、委員会付託をしていただいて、そこで議論していただいたらどうかと思うのですけれども。

○議長（山口耕司）議会運営委員会で議事の進行を決めてございますので、ここでの採決となりますので、よろしくお願いいたします。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数でございます。

本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第六号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第六号、五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十五ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第四項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものござい

ます。

次に、附則でございますが、施行日を公布の日といたしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第七号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第七号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十六ページを御覧いただきたく存じます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の減免基準を県下で統一するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十七ページから十九ページを御覧いただきたく存じます。

第二十四条を、減免の対象となる事由等について、統一の基準に改正するものでございます。

まず、第一項で減免の事由を定めております。

第一号で災害により損害を受けた場合について、第二号で長期の入院等により収入が減少した場合について、第三号で給付制限を受ける者となった場合について、第四号で旧被扶養者について、第五号で生活扶助対象者となった場合について、第六号で前各号のほか、別に定める場合について、定めております。

次に、第二項で減免の申請について定めております。

次に、第三項で、減免に該当しないこととなった者の申告について定めております。

次に、第四項で、その他必要な事項は別に定めるとしております。

また、同条の二を削り、条文の整備を図っております。

附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」、「十番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この条例改正は現在の五條市の減免条例と比較して、該当する方が減少することになるのか、該当する方が増えることになるのか、その辺を具体的に一遍答弁いただけますか。

そしてもう一つは、減免の率が、額が今の五條市の減免条例とこの条例と比較して、減免の率や額が増えるのか減るようになるのかその辺も、もう少し詳しく答弁していただけますか。

○議長（山口耕司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず今回の税の条例の改正でございますけれども、こちらの方につきましては、県下の三十九市町村、県下同一所得でどこにおっても同じ保険税となることを目指して令和六年度に向かって進んでおるところでございます。

各市町村で条例規定の方のばらつきがあるということでございますが、今回それを統一することで条例を提案させていただいているところでございます。

それとあと減免の率についてですけれども、これは要綱で定めておるところでございますけれども、現状と変わることございません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）皆さん方、御存じだと思っておりますけれども、去年の十一月十九日に奈良県国民健康保険運営協議会が開かれまして、今年の四月から運営方針を改定するということが決まっております。その内容は保険料の計算に使用する収納率をこれまでの納付実績による算定から一律化に変更ですね、これに満たない市町村は保険料を上げなければならないということですね。もう一つは財産調査、差押、タイヤロックなど積極的にするという方針になっております。そして保険料は一部負担金の減免は基準を統一し、市町村独自策を認めないという事になっております。だから今出された条例改正は、奈良県の国民健康保険運営協議会の方針に基づいて出されているというふうに私は解釈するわけですが、その解釈、皆さん方はどのように解釈していますか。

○議長（山口耕司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、今現在の五條市の収納率でございますけれども、こちらの方につきましては非常に高い水準で五條市の収納率を誇っておるところでございます。それとあと独自の施策を認めないという御質問があったかと思うのですが、今回の条例改正につきましては、そこら辺の要件を県下で統一するという今現在議員の御指摘のことを改正するという内容の条例改正を提案させていただいているところでございます。

御理解いただきたいと思います。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） これは付託される議案ですから、付託された委員会でもよく議論されると思いますけれども、やはりこの条例になった場合は、減免対象は少なくなるのではないかと、減免率は変わらないという答弁でしたけれども、一概にそれは言えないのではないかと私は判断しております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この第二十四条の減免に当たる部分の（二）のイの「行方不明となった者」、これは捜査願が提出された日で現在も行方不明のままの場合は何年経ってから減免をするのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

行方不明となった者の、国民健康保険の資格の件でございますけれども、まず職権で喪失とするのか、または資格を取得したまま減免を適用することとなるのかという部分では、職権による資格喪失処理につきましては、国民健康保険の適用事務における年金保険者情報の活用についての通知がありまして、届出勸奨をしても届出がなく、次の全てに当てはまる場合の職権での喪失が可能とされているということで、これにつきまして単身世帯もしくは文書発送後一箇月以上喪失届がなく、再度の文書勸奨、一箇月以上喪失届がない場合となっております。

あとこれにつきましては、行方不明届の写しなどをもって適用ということになっておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら届けの警察で、当然警察に届出すると思えます。そしたらその警察の行方不明届の写しを持って市役所に来て、そして行方不明になっていきますということをやったら、行方不明の届出の日から減免が受けられるという解釈でよろしいですか。

○議長（山口耕司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

そのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）トイレ休憩及び答弁補助員の入れ替えのため、十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時四分休憩に入る

午前十一時十四分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第九号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する令和三年厚生労働省令第九

号が、令和三年一月二十五日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしましては、初めに条文の整理といたしまして、本文中、第一条、第二条及び第三条以外の条文につきましては、国の基準を準用するとし、削除することといたしました。

次に、第二条につきましては、使用する用語の定義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において使用する用語の例に改めることとし、同条各号においては削除することといたしました。

次に、第三条につきましては、一条繰り下げ第四条とし、第三条に、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準について、原則として、国の基準である指定地域密着型サービス基準省令に定めるところによるものとする規定を加えることといたしました。

次に、第五条につきましては、記録の整備に関する規定を加えることといたしました。

次に、第六条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する規定の整備を加えることといたしました。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和三年四月一日から施行することと定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 御存じのように今政府は、全世代型社会保障改革というのを発表しました。その中に、介護保険関係では利用料の原則二割への引き上げ、要介護一、二の生活援助の保険給付外し、もう一つはケアプラン作成の有料化というのが含まれておりますけれども、今明らかになりましたこの三点は、この議案の中には含まれておりませんか。

○議長（山口耕司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 大谷議員の御質問にお答えします。

今回の条例につきましては、ここにあります人員及び設備など、運営に関する基準の事柄についてであります。給付や利用料のことにつき

ましては含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたら今、私が明らかにした利用料の原則二割への引上げは入っていない、要介護一、二の生活援助の保険給付外しも入っていないと、ケアプランの作成の有料化も入っていないということですか。

○議長（山口耕司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 大谷議員の御質問にお答えします。  
含まれていません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に日程第八、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第十号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する令和三年厚生労働省令第九号が、令和三年一月二十五日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしましては、初めに、条文の整理といたしまして、本文中、第一条、第二条及び第三条以外の条文につきましては、国の基準を準用するとし、削除することとしました。

次に、第二条につきましては、使用する用語の定義について、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において使用する用語の例に改めることとし、同条各号においては削除することといたしました。

次に、第三条につきましては、一条繰り下げて、第四条とし、第三条に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、原則として、国の基準である指定地域密着型介護予防サービス基準省令に定めるところによるものとする規定を加えることとしました。

次に、第五条につきましては、記録の整備に関する規定を整備することとしました。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和三年四月一日から施行することと定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほどと同じ質問になりますけれども、政府が二月に発表した全世代型社会保障改革の中に入っております介護保険の利料の原則二割への引き上げ、要介護一、二の生活援助の保険給付外し、ケアプラン作成の有料化等がこの中に入っていないか。

○議長（山口耕司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。含まれていません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十一号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十一号、五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する令和三年厚生労働省令第九号が、令和三年一月二十五日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしましては、初めに、第三条につきまして、同条第五項として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等に必要な体制整備や従事者の研修についての規定を、また、同条第六項として、指定居宅介護支援を提供するに当たって、必要な情報を活用し適切かつ有効に行うことの規定を加えることとしました。

次に、第六条第二項につきましては、居宅介護支援の提供の開始に際して、利用者への説明・同意事項に関する規定を加えることといたしました。

次に、第十五条につきましては、同条第九号として、サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用に関する規定を、また、同条第二十一号として、居宅サービス計画について、市への届出に関する規定をそれぞれ加えることといたしました。

次に、第二十条につきましては、同条第六号を第七号に繰り下げ、第六号として、虐待の防止のための措置に関する規定を加えることといたしました。

次に、第二十一条につきましては、同条第四項として、ハラスメントの防止に関する規定を、また、同条の二として、感染症や非常災害の発生時における居宅介護支援の提供を、継続的に実施するための計画に関する規定をそれぞれ加えることといたしました。

次に、第二十三条の二につきましては、感染症の予防及び蔓延の防止に関する規定を加えることとしました。

次に、第二十四条の第二項につきましては、居宅介護支援事業所における重要事項の掲示方法についての規定を加えることとしました。

次に、第二十九条の二につきましては、虐待の防止に関する規定を加えることとしました。

次に、第三十四条につきましては、電磁的記録等の取扱いに関する規定を加えることとしました。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和三年四月一日から施行すること。ただし、第十五条第二十号の次に、一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行することと定めております。

また、虐待の防止、業務継続計画の策定等及び感染症の予防及び蔓延の防止のための措置につきましては、令和六年三月三十一日までは、努力義務とする経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほどの質問と同じになります。

政府が二月に発表しました全世代型社会保障改革の中にあります介護保険利用料の原則二割への引上げ、要介護一、二の生活援助の保険給付外し、ケアプラン作成の有料化等はこの条例の中に含まれていませんか。

○議長（山口耕司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）虐待防止というのが重点になっておりますけれども、従事者の研修も大事ですけれども、今コロナ発生以後、介護事業者の皆さん方も大変厳しい状況に追い込まれて、全国的には倒産がいっぱい増えているわけですから、そういう状況の中の政府の、国の必要な援助も虐待防止につながるといふうに言われておりますから、その辺は政府の方に意見を上げていくべきではないかというように思います。

以上です。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十二号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十二号、五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準の一部を改正する令和三年厚生労働省令第九号が、令和三年一月二十五日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしましては、初めに、第三条につきまして、同条第五項として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等に必要な体制整備や、従事者の研修についての規定を、また、同条第六項として、指定居宅介護支援を提供するに当たって、必要な情報を活用し適切かつ有効に行うことの規定を加えることといたしました。

次に、第十九条につきましては、同条第六号を第七号に繰り下げ、第六号として、虐待の防止のための措置に関する規定を加えることとしました。

次に、第二十条につきましては、同条第四項として、ハラスメントの防止に関する規定を、また、第二十条二及び第二十二條の二につきましては、感染症や非常災害の発生時に関する規定及び予防等に関する規定を加えることとしました。

次に、第二十三条第二項につきましては、指定介護予防支援事業所における重要事項の掲示方法についての規定を加えることとしました。

次に、第二十八条の二につきましては、虐待の防止に関する規定を加えることとしました。

次に、第三十二条につきましては、サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用に関する規定を加えることといたしました。

次に、第三十五条につきましては、電磁的記録等の取扱いに関する規定を加えることとしました。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和三年四月一日から施行することと定めております。

また、虐待の防止、事業継続計画の策定等、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置につきましては、令和六年三月三十一日までは努力義務とする経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほどと同じ質問になります。

政府がこの二月に発表しました全世代型社会保障改革の中の介護に、介護保険利用料の原則二割への引上げ、要介護一、二の生活援助の保険給付外し、ケアプラン作成の有料化等が入っておりますか。

○議長（山口耕司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。  
含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十三号 五條市墓地条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第十三号、五條市墓地条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

す。

お手元の議案書四十五ページを御覧願います。

墓地、埋葬等に関する法律により、墓地を設置するため本条例を施行し運用していましたが、このたび墓地の運営管理に必要な事項を規定するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めます。

お手元の議案書四十六ページを御覧願います。

第二条につきましては、墓地の位置及び名称について改めております。

第三条では、使用の目的について、第四条では、資格について、第五条では、公募について改めております。

第六条では、使用予定者の決定について、第七条では、使用許可申請について、第八条では、使用許可について改めております。

第九条では、住所等の変更について、第十条では、工事の届出について、第十一条では、は埋蔵の届出について改めております。

第十二条では、使用許可証の再交付について改めております。

第十三条では、使用権の承継について、第十四条では、消滅について改めております。

第十五条では、墓地の返還について、第十六条では、使用許可の取消しについて、第十七条では、改葬または移転命令について改めております。

また、第三条第一項使用料について、第二項を削除し、同条を第十八条とすることとしております。

第四条を削除し、第十九条では、使用料の還付について改めております。

第二十条では、使用料の減免について、第二十一条では、設備の基準について、第二十二条では、使用者の管理義務について改めております。

第二十三条では、損害賠償について、第二十四条では、損害負担について、第二十五条では、禁止行為について、第二十六条では、委任について改めております。

第五条、罰則を改め、同条を第二十七条としております。

なお、別表を加え、使用料について改めることとしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）現在の五條市の市営墓地の要望にお応えできる区画数は幾らあるのか。そして、そのうち使用していただいている区画数は幾らなのか、市民からの要望はどういう状況なのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第一、区画数につきまして御答弁させていただきます。五條市の市営墓地は五箇所、全てで四千三百二十基ございます。

続きまして、使用されております区画数も同じく四千三百二十区画でございます。

そして第二の未使用区域です。全国的に墓じまい等がある中で、五條市の市営墓地の空き区画について全て調査をいたしました。その中、未使用の区域が百四十五区画ございました。

続きまして、名義が変わっている、名義相違区域というのが八十八区画ございました。

続きまして、第三の要望数について御説明申し上げます。

過去三年の統計の数値を申し上げさせていただきます。平成三十年度墓地の返還区画は四区画ございまして、そのうち申し込みが七名ございました。抽選倍率が一・七五倍でございます。令和元年が一区画の返還がございまして、申し込みが一人でございます。抽選倍率が一倍でございます。本年度は二区画の返還がございまして、申し込み人数が七名でございます。三・五倍でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら、今の区画数四千三百二十では、市民の皆さん方の使用要望に全てお応えできていないという判断でいいのかわか、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）御質問にお答え申し上げます。

大谷議員の御質問のとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）昼食及び答弁補助員の入れ替えのため、一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十二、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十四号 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井朗登壇〕

○都市整備部長（上田井朗）ただいま上程されました議第十四号、五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書五十三ページを御覧ください。

本議案につきましては、平成二十一年十月一日から指定管理を行っております五條市5万人の森公園の指定管理が令和三年三月三十一日をもって期間が満了するに当たりまして、新しい指定管理者の指定を行うため、去る令和二年十二月二十四日に開催されました五條市指定管理

者候補選定委員会におきまして選定されました五條市5万人の森公園の指定管理者候補を地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は五條市5万人の森公園。位置は五條市北山町九三〇番地の一でございます。

二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称はアスカ美装株式会社。代表者は森脇大統氏。住所は奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

三、指定の期間につきましては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの三年間でございます。次に、募集に係る本日までの経緯・経過を御説明申し上げます。

令和二年十一月二日から同年十二月四日に、仕様書・募集要項の配布を行いました。

同年十一月十六日、募集に関する説明会及び現地説明会を行いました。

質問の受付を同年十一月二日より十一月二十七日まで行いました。同年十一月九日から十二月四日に申請書の受付を行い、十二月四日に申請書の提出がありました。

同年十二月二十四日に五條市指定管理者候補選定委員会を開催し、審査の上でアスカ美装株式会社が候補者として選定されました。

以上で、議第十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）いつも提出議案の中に指定管理料が入っておらないのですけれども、今回の指定管理料は幾らなのか。過去三年間の指定管理料は幾らなのか。答えていただきたい。

そして、今回はこの議案提出においていつも指定管理料は入っておりませんが、指定管理料を入れていない皆さん方の見解と、法律上の根拠、今回一遍答弁していただけますか。

○議長（山口耕司）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

過去三年間の指定管理料に関しましては、平成三十年度が一千七十万円、令和元年度が一千七百九十九万円、令和二年度が一千八十九万八千円となります。

今回、上程しております指定管理料に関しましては、令和三年度から令和五年度まで各年度五百九十万円となっております。  
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

御質問にお答え申し上げます。

この議案書に、指定管理料の記載がないということですが、同時に補正予算書におきまして、債務負担行為として実質的に来年度以降から三年度の方ですけれども、この5万人の森に関しましては。その上限額を一千七百七十万円とあげております。この債務負担行為に關しましては、地方自治法の根拠によるものでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この指定管理料を提出議案に入れていない理由、答弁ありましたけれども、地方自治法第二百二十二条の中にはこうなっています。普通地方公共団体の長は、議会に法第二百二十一条二項に規定する予算に関する説明書、その他の当該地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならないと、こうなっていますね。地方自治法第二百二十二条には。こういう法律から言えば、この指定管理料も提出議案の中を含めなければならないと思いますけれども、もう一度、先ほどの答弁を含めてもうちょっと分かりやすく答弁してください。

○議長（山口耕司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 御答弁申し上げます。

この指定管理の議案につきましては、議案書に記載をしておりますように、地方自治法第二百四十四の二第六項の規定によるものでございます。以前もこの場で御答弁申し上げた記憶がございますけれども、指定管理料につきましては、これは地方自治法上の議決事項ではございませんので、当該議案の中には記載をしていないということでございます。御理解賜りたいと思います。

以上です。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 提出議案の根拠は地方自治法第二百四十四条の二ですね、しかし指定管理料は地方自治法の対象にならないという答弁だったと思うのですけれども、その辺はあれですね、私はもう一遍再度調査しますけれども、その答弁では不十分ではないかというふうに思います。

今年の二月の広報五條を見てみますと、指定管理者が決定しましたと、これが広報五條に掲載されていますね。これは十二月定例会で可決承認されたものばかりですわな。五條市地域商社株式会社の四施設、そしてまた社会福祉法人の五條市立福祉センター、積小舎の市立五條文化博物館、この広報五條を見ますとね、ここにも指定管理料が入っていないのですね。市民と県民と国民の税金で指定管理料を払って指定管理をしていただくわけですからね、この全市民対象に発行される広報五條にも指定管理料を入れていないというのは、余りにも市民の皆さん方に無責任とちがいますかね。議会で可決承認された以後になりますね、二月の広報五條の時期はね。今質問したのは議案上程に当たって指定管理料をなぜ入れないのかという質問でしたけれども、広報五條の二月号にこれが掲載されたのは議会の可決承認後になりますけれども、その後の報告でも指定管理料が入っていないのですね。これは法律どうのこうのいうのではなしに、ただで指定管理をしてもらうのではないですから、これは入れなければならぬのと違いますかね。その辺、またもし広報五條に掲載しなくてもいい根拠があるのだったら答弁してもらったらいけれども、なければ皆さん方も再度よく調査されますように強調しておきたいというふうに思います。

○議長（山口耕司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 再度、御答弁を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、指定管理料につきましては、自治法上の議決の要件ではないというふうに我々は認識をしております。

広報五條の掲載につきましては、それは議員の御指摘のとおり検証をすべきかというふうに考えてございますけれども、総務部長の方から御答弁申し上げましたように、予算書の中で指定管理料については明記をしておりますので、その辺のところは御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 以前にも、アスカ美装株式会社指定管理者となったわけですが、過去の決算、黒字か赤字決算になっているのか、

三年ですか、二年ですか、まだ今年度は出ていないのかな。その辺、分かっている範囲で教えてください。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年度から令和元年度三年間の決算に関しては、全て黒字決算となっております。

収益に関しましては、決算額は平成二十九年度が二十一万七千三百円、平成三十九年度が百九十一万一千三百七十九円、令和元年度が百三十一万一千三百六十三円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第十三、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第十五号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明） ただいま上程いただきました議第十五号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年三月三十一日付をもって、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市及び広陵町の五団体で組織する葛城広域行政事務組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、同事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること

とから、当該規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十五ページを御覧願います。

初めに、改正規約の本則でございますが、奈良県市町村総合事務組合同規約の別表一及び別表二の文言中、「葛城広域行政事務組合」を削るものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則でございますが、規約の施行日を奈良県知事の許可のあった日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この奈良県市町村総合事務組合というのは、どういう事業を対象にこういう組合を作っているのですか。

○議長（山口耕司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

具体的な事務の内容につきまして、今手持ちの資料がございませんけれども、市町村が所管する一部の事務についてこういった一部事務組合を組織しまして、その処理をしておりますのでございます。

なお、今回解散する葛城広域行政事務組合でございますけれども、こちらの方は休日診療等を行う組織というふうに伺っております。以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十四、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十六号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第十六号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、本年度実施いたしております五條西中学校グラウンド改修事業、野原中学校並びに五條東中学校水泳プール改修事業に過疎対策事業債を充当するため、五條市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本計画中、七、教育の振興（三）整備計画（平成二十八年年度～平成三十二年度）の表中、屋内運動場の次に、屋外運動場及び水泳プールの整備に係る項目をそれぞれ追加するものとございます。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十五、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十七号 調停申立事件に係る和解について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第十七号、調停申立事件に係る和解につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
お手元の議案書五十八ページを御覧願います。

五條市クリーン・オアシス建設に伴い、地元二見地区自治連合会から要望のありました周辺環境整備事業の費用負担について、本市と吉野町で設置した新し尿処理施設整備協議会において、平成二十二年十月十三日より協議を重ねてまいりましたが、その額について調停による解決を図るため、令和二年第一回三月定例会で議決をいただき、令和二年八月五日に五條簡易裁判所民事部へ調停を申立てし、このたび同裁判所の和解勧告に従い和解するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、和解の相手方は、住所、奈良県吉野郡吉野町大字上市八〇番地の一。氏名、吉野町長 中井章太。

二、事件名は五條簡易裁判所 令和二年（ノ）第三号 分担金支払請求 調停申立事件。

三、和解条項は、（一）相手方は申立人に対し、申立人が平成二十七年三月に建設した、「五條市クリーン・オアシス」整備に伴う周辺環境整備事業費用の分担金のうち地元対策費として、金一千五百万円及び今後三十年間に及ぶ市道川端線、二見二九号線及び二見一  
一号線の舗装等の整備費として、金一千百万円の、合計金二千六百万円の支払い義務があることを認め、これを令和三年四月三十日限り、申立人の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。

(二) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、し尿処理施設「五條市クリーン・オアシス」整備に関連して、前項及び申立人と相手方において平成二十年七月三日に交わした覚書二項の定めを除く他一切の債権債務がないことを相互に確認する。

(三) 申立人は相手方に対するその余の請求を放棄する。

(四) 調停費用は各自の負担とする。

ことについて和解するものであります。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十六、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十八号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十八号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算（第九号）のページを御覧いただきたいと存じます。このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきまして

は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億七千三百九十一万四千円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ二百六十三億三千八百八十五万七千円とするものとございます。

この歳入歳出予算の補正では、歳出予算において、国の第一次及び第二次補正予算分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、以下、地方創生臨時交付金事業と申し上げます。この地方創生臨時交付金事業において、完了した事業予算の一部減額及び新規三事業予算の追加、そして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の事業費予算の追加、そのほか、職員人件費の追加または減額、並びに十の科目、目において事業費及び経費に係る予算の追加または減額等の補正をいたしております。

それでは、個別の歳出予算の補正につきまして、御説明を申し上げます。  
恐れ入りますが、十四ページを御覧願います。

まず、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の二節給料、三節職員手当等、四節共済費の合計五千七百五十八万一千円でございますが、職員の人件費を追加するもので、異動、退職、人事院勧告等により現計予算に不足が生じることから、所要の額を計上いたしております。

なお、議会費を始め、他の科目に計上しております人件費の補正につきましても、同様の事由により現計予算に過不足が生じることから、追加もしくは減額を行うもので、それら科目の人件費該当部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、七目企画費の七節報償費二十三万円と十二節委託料のふるさと五條市応援寄附金業務委託料二百三十六万五千円の追加でございますが、同寄附金の寄附額増加がさらに見込まれることから、それに伴うお礼品代及び委託料の増額分に係る予算を追加するものとございます。

そして、十二節委託料の地域公共交通計画策定業務委託料、地域公共交通運行業務委託料、十七節備品購入費の地域公共交通車両購入費の減は、地方創生臨時交付金事業であるこれら事業費の金額確定による予算の減額でございます。

次に、八目電子計算費、十二節委託料のグループウェアシステム整備業務委託料二千四百万円でございますが、職員間等の情報伝達等に使用する「庁内情報システム」につきまして、地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策に資する庁内のリモート会議やテレワークに対応する機能を持ったシステムとして整備するもので、この財源のうち二千万円を国庫支出金として見込んでおります。

なお、適正事業期間を確保するため、事業費の全額を翌年度へ繰り越すもので、完了は、令和四年二月末を予定いたしております。  
次に十五ページの、十五目大塔支所費でございます。

まず、介護事業、児童発達支援事業等を行う「大塔ライフハウスプロジェクト事業」の拠点となる「旧大塔小・中学校」の改修工事実施に係る経費の補正でございますが、十二節委託料では、設計業務委託料の確定による三百六十一万円の減額及び工事監理業務委託料百七十一万円の追加、十四節工事請負費では、整備工事費六千八百六十四万円を計上いたしております。

また、地方創生臨時交付金事業として大塔町と西吉野町の一部地区を対象とした買い物支援事業を実施するための経費として、十七節備品購入費の車両購入費七百七十万円のほか、十一節役務費及び二十六節公課費に、車両購入に伴う経費に係る予算を計上いたしております。

これら二事業の財源は、三千六百八十六万四千円を国庫支出金として、三千七百六十万円を市債として見込んでおります。

なお、これら事業は大塔地区再生事業として、七千八百三十三万四千円を翌年度へ繰り越し、完了は令和三年十二月末を予定いたしております。

次に十八目基金費、二十四節積立金の三千四百八十二万円でございますが、基金積立金を追加または新たに計上するもので、各基金の預金利息のほか、減債基金積立金のうち二千六百万円につきましては、し尿処理施設周辺整備事業に係る吉野町分担金が調停により確定したため、基金に積み立てるものがございます。

次に、十八ページを御覧願います。

三款民生費、一項社会福祉費、最下行の十九目生活困窮者自立支援推進費の百六万三千円でございますが、自立相談支援事業国庫負担金等の精算による返還金を計上するものがございます。

次に十九ページの、三項生活保護費、二目扶助費、十九節扶助費の八千三百八十九万円の減でございますが、令和二年度扶助費の不用見込額につきまして、減額するものがございます。

そして、二十ページ、二十二節償還金利子及び割引料の二千七百三十五万六千円は、生活扶助費等に係る生活保護費国庫負担金の精算による同負担金の返還金でございます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十八節負担金補助及び交付金の百十五万円でございますが、南和広域医療企業団負担金について、地方交付税の単価改定等があったことにより、現計予算に不足が生じるため所要額を追加するものがございます。

次に、二目予防費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る国庫補助金が増額されたことに伴い、その所要額を計上するものがございます。

内容は、一節報酬から八節旅費に計上の会計年度任用職員に係る経費合計で二百九十五万一千円、そして八節旅費に計上の医師の交通費等に係る費用弁償二百四十一万七千円、十一節役務費に計上の市内医療機関での接種手数料六百六万二千円、十二節委託料に計上の集団接種に係るワクチン接種業務委託料一千三百六十九万五千円などで、総額三千六百五万二千円を追加するもので、財源は全額を国庫支出金として見込んでおります。

なお、本事業費は、その全額を翌年度へ繰り越し、既に計上しております繰越明許費を合わせると、二億三百五万二千円を翌年度へ繰り越すもので、ワクチンの供給状況等に応じ、円滑かつ速やかに事業を実施・完了してまいります。

次に、二十一ページの、六目診療所費でございますが、応急診療所が県から発熱外来認定医療機関の認定を受け、これに係る国及び県補助金の内示を受けたため、一般財源から国・県支出金へ財源更正を行うものでございます。

次に、十一目保健福祉センター費でございますが、応急診療所と同じく、大塔診療所が県から発熱外来認定医療機関の認定を受け、これに係る国及び県補助金の内示を受けたため、大塔診療所特別会計への繰出金のうち三百四十四万四千円を減額するものでございます。

次に、二十二ページでございます。

五款農林業費、一項農業費、五目農地費、十二節委託料の二千五百万円は、農村地域防災減災事業において本年度の県補助金が追加交付されることとなり、ため池耐震調査業務委託料を追加するもので、財源は全額を県支出金として見込んでおります。

また、当事業費の全額を繰り越し、完了は令和三年九月を予定いたしております。

十四節工事請負費の七百万円は、農業水路等長寿命化・防災減災事業におきまして、本年度の県補助金が追加交付されることとなり、同事業の工事費について所要額を追加するもので、財源は全額を県支出金として見込んでおります。

また、当事業費の全額を繰り越し、完了は令和四年三月を予定いたしております。

そして、十八節負担金補助及び交付金の県営一般農道整備事業負担金五百四十一万五千円は、同整備事業に係る工事費増額に伴い、本市の負担金を追加するものでございます。

次に、二十三ページの、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費でございますが、地方創生臨時交付金事業であります「中小企業等事業者支援金」、「中小企業等家賃支援給付金」、「五條市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の執行額に合わせ、これら予算についてそれぞれ減額するものでございます。

次に、二十五ページから二十六ページを御覧願います。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、十二節委託料の七千三十万円は、地方創生臨時交付金を活用し、児童・生徒がリモート授業や学校間交流を行える、コロナ禍に対応した教育ネットワークシステムへの更新に係る業務委託料でございます。

なお、当事業は、事業費の全額を繰り越し、完了は令和四年二月を予定いたしております。

そして、十七節備品購入費は、地方創生臨時交付金事業であります教職員用Web会議対応ネットワーク端末購入の事業費確定により、この事業予算を減額するものでございます。

次に、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十節需用費の十五万円は、国の三次補正による感染症対策支援に係る補助金が追加されたことから、各幼稚園の感染症対策用消耗品を購入するものでございます。

なお、当事業は事業費の全額を繰り越し、完了は令和三年四月を予定いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

七款地方消費税交付金において一億円を減額し、十三款分担金及び負担金において二千六百万円を、十五款国庫支出金において二千九百三十万円を、十六款県支出金において三千三百七十三万円を、十八款寄附金において五百万円を、二十款繰越金において二千三百四十四万円を、二十二款市債において一億五千七百万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、五ページを御覧願います。

繰越明許費の補正につきまして、先ほどの歳出補正予算で御説明申し上げていないもののみ、御説明申し上げます。

まず、追加の分でございます。

一款議会費、一項議会費の調査特別委員会事業、百四十九万二千円でございますが、五條市総合体育館の備品入札を巡る官製談合事件の公判において、係争中であることから年度内に調査が完了しないため、翌年度へ繰り越すもので、事業完了は令和三年十一月を予定いたしております。

二款総務費、一項総務管理費の買い物等外出代行支援事業、二十万円、路線バス利用促進事業、五十万円、地域公共交通担い手確保支援事

業、四百五十一万円は、支出の完了が五月ごろとなり、国庫補助のスキーム（手続き）上、繰り越しが必要なため翌年度へ繰り越すもので、完了は令和三年五月を予定いたしております。

次に、新庁舎建設事業、一億六千七百四十三万五千円は、令和二年度の出来高が同年度の支払限度額に達しないことから、その差額を繰り越すもので、事業完了は令和三年七月末でございます。

次に、新生児向け特別定額給付金事業、百五十万六千円は、申請期間の期限が四月末であるため繰り越すもので、事業完了は令和三年五月を予定いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、水利施設等保全高度化事業、百五十万二千円は、表野町の水路改修に当たり、適正工期を確保するため繰り越すもので、事業完了は令和四年三月を予定いたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、星のくに施設改修事業、四百万円は、ドーム付きバンガローのトイレ改修工事が入札不調となり、事業の年度内完了が見込めないため、繰り越すもので、事業完了は令和三年七月を予定いたしております。

次に、六ページの、七款土木費、四項都市計画費、上野公園整備事業、五百五十万円は、用地購入に係る物件移転に関し関係機関等との協議に不測の日数を要したため繰り越すもので、事業完了は令和三年八月を予定いたしております。

次に九款教育費、一項教育総務費、（仮称）五條B認定こども園整備事業、六千四百四十四万円は、事業着手前の調整・協議に不測の日数を要したため繰り越すもので、事業完了は令和三年六月を予定いたしております。

次に、五項高等学校費の桜花寮施設整備事業、三百十万一千円は、駐輪場の整備内容、整備方法の検討に不測の日数を要したため繰り越すもので、事業完了は令和三年八月を予定いたしております。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、一千二百万円は、市道中之水沢線道路災害復旧工事の資材納品が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れたことにより繰り越すもので、事業完了は令和三年四月を予定いたしております。

次に、繰越明許費の変更でございます。

七款土木費、二項道路橋梁費、道路新設改良事業は、市道大津相谷線の用地購入において用地交渉に不測の日数を要したため一千八百万円を増額し、補正前と合わせて三千五百万円を繰り越すもので、事業完了は令和四年三月を予定いたしております。

次に、三項河川費、河川維持補修事業は、普通河川細谷川の維持補修工事において、仮設進入路の凍結により工事施工に不測の日数を要し

たため一千五百万円を増額し、補正前と合わせて三千万円を繰り越すもので、事業完了は令和三年四月を予定いたしております。続きまして、七ページの債務負担行為補正でございます。

まず、養鶏経営維持資金（経営再開・経営継続）利子補給でございますが、期間は令和二年度から令和十年度、限度額は百七十八万一千円と設定いたしております。

次に、五條市5万人の森公園指定管理料は、本年度末をもって指定期間が終了し、次期期間の指定を行う施設の指定管理料でございます。本年度中に基本協定の締結を行うことから、債務負担行為を追加するもので、期間は令和二年度から五年度、限度額は一千七十七万円と設定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十七、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第十九号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第十九号、令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十一ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、令和二年度五條市国民健康保険特別会計予算の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、別冊の五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税減免による減収分に対して国庫補助金等が見込まれるため、歳入予算の更正を行うもので、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

続きまして、三ページの二、歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

一款国民健康保険税、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税から七百七十五万六千円を減額し、三款国庫支出金、一項国庫補助金、三目災害等臨時特例補助金に四百六十五万四千円を追加するものでございます。

次に、四ページを御覧ください。

四款県支出金、一項県負担金、一目保険給付費等交付金に三百万二千円を追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十八、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第二十号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第二十号、令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十二ページを御覧いただきたいと思えます。

本案は、令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第三号）について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

続きまして、別冊の令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第三号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、同診療所が新型コロナウイルス感染症による発熱外来医療機関として認定を受けたことよって、国及び県の補助金を受け入れるため、歳入予算において財源の更生を行うものでございまして、予算の総額においての増減はございません。

続きまして、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の二、歳入を御覧いただきたいと存じます。

まず、二款国庫支出金、一項国庫補助金、二目発熱外来診療体制確保支援補助金、一節発熱外来診療体制確保支援補助金において三百二十九万四千円を計上しておりますが、これは当診療所における診療時間のうち、発熱者専用の時間外来とした診療時間に対する診療報酬に充当するものでございます。

次に、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金において三百四十四万四千円を減額しておりますが、これは、国庫及び県補助金の受け入れに伴い、一般会計からの繰入金を減ずるものでございます。

続きまして、四ページを御覧いただきたいと存じます。

五款県支出金、一項県補助金、二目奈良県感染症拡大防止等事業補助金、一節奈良県感染症拡大防止等事業補助金において十五万円を計上しておりますが、これは当診療所において、新型コロナウイルス感染症の予防対策に要する経費に充当するものでございます。

恐れ入りますが、三ページに戻っていただきまして、一、総括を御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正につきましては、二款国庫支出金において三百二十九万四千円を、また五款県支出金において十五万円を追加し、三款繰入金においては三百四十四万四千円を減額し、財源の更生を行ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――  
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十九、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第二十一号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 中本賢二登壇〕

○すこやか市民部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第二十一号、令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計予算の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

続きまして、別冊の五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第二号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、現計予算額にそれぞれ四百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億五百八十七万円とするものでございます。それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

二款後期高齢者医療広域連合納付金、一項後期高齢者医療広域連合納付金、一目後期高齢者医療広域連合納付金、十八節負担金補助及び交付金四百五十万円でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料等負担金の現計予算額に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。  
続きまして、歳入を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、同ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

一款後期高齢者医療保険料、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料、一節現年度分特別徴収保険料四千二百三十七万一千円を追加し、同項二目普通徴収保険料、一節現年度分普通徴収保険料三千七百八十七万一千円を減額しまして、後期高齢者医療保険料として四百五十万円を計上した上、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）現在、国では国会が開催されておりまして、審議が進められておりますけれども、その国会に上程されております全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案というのが上程されております。その内容は、一口で申し上げますと、後期高齢者いわゆる七十五歳以上の高齢者と六十五歳から七十四歳の障害者が対象になるわけですけれども、この皆さんの医療費の窓口負担を現行の一割から二割に引き上げるといのが、国会に上程されている法律の内容ですけれども、この後期高齢者の一割から二割負担の引き上げ予算は、今説明されましたこの議案の中には入っていませんか。

○議長（山口耕司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

この予算の中には入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）トイレ休憩及び答弁補助員の入れ替えのため、二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時二十九分休憩に入る

午後二時四十四分再開

○議長（山口耕司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第二十、議第二十二号から議第三十号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 議第二十二号 令和三年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十三号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十四号 令和三年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十五号 令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十六号 令和三年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十七号 令和三年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十八号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第二十九号 令和三年度五條市下水道事業会計予算議定について。

議第三十号 令和三年度五條市水道事業会計予算議定について。

（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番議会運営委員会平岡清司委員長。

○議会運営委員長（平岡清司） ただいま上程になりました議第二十二号から議第三十号までの九議案につきましては、去る一日の開会日において、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも令和三年度の五條市にお

ける各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

二番養田全康議員、三番平岡清司議員、五番吉田 正議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、十二番大谷龍雄議員、以上の七名の方をお願いします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議いただきたいと思いますので、各位には本日、本会議散会後の議会運営委員会終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（山口耕司）次に日程第二十一、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一 登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、学校及び保育所等における保健管理に関し、専門的事項に関する指導に従事する校医師、校歯科医師及び薬剤師、並びに保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医の報酬の額を改定するため、関係条例の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議決を求めるとでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六ページから八ページを御覧ください。

まず、改正条例の本則でございますが、報酬及び費用弁償の額を規定した別表中、「十六医師」の項において、校医師、校歯科医師の報酬「一校一人当たり基本給年額八万五千円、児童生徒一人当たり七十円」を「一校一人当たり基本給年額九万九千円、児童生徒一人当たり七十円」に、薬剤師の報酬「年額二万円」を「年額二万四千五百円」に改めるものとございます。

次に、保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医の報酬「一保育所当たり基本給年額七万円、児童一人当たり七十円」を「一保育所当たり基本給年額八万五千円、児童一人当たり七十円」に、改めるものとございます。

次に、附則についてでございますが、施行期日を令和三年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二十二、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第五号、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染の危険がある中での業務に従事した職員に対する防疫等業務手当を支給するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、改正条例の本則でございますが、第一条では、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行うものでございまして、附則第二項の次に第三項として、五條市心急診療所及び五條市立大塔診療所で、別途規則で定める新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合は、日額三千円、ただし一日の勤務が四時間未満の場合は一千五百円を支給する規定を加えるものでございます。

次に、第二条では五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございまして、第十三条の次に第十三条の二として、フルタイム会計年度職員に対する当該特殊勤務手当の支給等については、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の定めるところとする規定を加え、第十六条の次に第十六条の二として、パートタイム会計年度任用職員については、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して、任命権者が定めるところにより、特殊勤務に係る報酬を支給することができる旨の規定を加えるものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を公布の日をし、適用日を令和二年十一月二十七日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二十三、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第八号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程されました議第八号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。  
恐れ入りますが、お手元の議案書二十ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、介護保険法第一百七条において、市町村は、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する介護保険事業計画を定めると規定されていることから、今年度、五條市老人保健福祉計画及び第八期五條市介護保険事業計画策定委員会を設置し、令和三年度から令和五年度までの介護給付及び介護予防給付等の対象サービスの見込量を定めるため審議を行ってまいりました。

それに伴い、介護保険料につきましては、介護保険法第二百二十九条に、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならず、とされていることから、事業計画に基づき、介護保険料の額を定めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う文言の整備を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしましては、初めに、第三条につきまして、保険料率の年度を第八期事業計画の期間に併せて、「平成三十年から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」と改めるものでございます。

介護保険料率につきましては、第一号の介護保険料額を「三万九千六百円」に、第二号を「五万五千四百四十円」に、第三号を「五万九千四百円」に、第四号を「七万一千二百八十円」に、第五号を「七万九千二百円」に、第六号を「九万五千四十円」に、第七号を「十万二千九百六十円」に、第八号を「十一万八千八百円」に、第九号を「十二万六千七百二十円」に、第十号を「十三万八千六百円」に、第十一号を「十四万二千五百六十円」に、第十二号を「十五万八千四百円」に、第十三号を「十六万六千三百二十円」にそれぞれ改めるものでございます。

また、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、第一号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いるものとする改正を行うものでございます。

第三条第一項につきましては、介護保険料の合計所得金額を、第七号ア「二百万円」を「二百十万円」に、第八号ア「三百万円」を「三百二十万円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、介護保険料へ公費を投入し、低所得者の第一号被保険者についての保険料の軽減強化を行うため、第三条第二項中、同条第三項中及び同条第四項中の保険料の年度につきまして、「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」と改め、所得段階が第一段階の第一号被保険者の保険料について、「二万三千二百二十円」を「二万三千七百六十円」と改め、同条第三項中「三万四千八百三十円」を「三万五千六百四十円」に、同条第四項中「五万四千八百八十円」を「五万五千四百四十円」に改めるものでございます。

次に、附則第十条第一号につきまして、新型コロナウイルス感染症の定義を改めることといたしました。最後に、附則につきましては、施行期日を令和三年四月一日から施行すると定めております。

ただし、附則第十条第一号の改正規定は、公布の日から施行することとし、改正後の条例、第三条第一項第六号アの規定につきましては、令和三年一月一日から適用することとし、経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二十四、議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三十一号 五條市気候非常事態宣言について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第三十一号、五條市気候非常事態宣言につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の七十三ページを御覧いただきたい存じます。

本案は、地球規模で温暖化に起因すると考えられる記録的な異常気象が続き、大型台風などによる甚大な被害や死者が増加する現下の状況に鑑み、世界各地においては「気候非常事態宣言」が発出されており、また、我が国においても、長崎県壱岐市を始め、複数の自治体で同様の宣言が発出されております。

このことから、平成二十三年の紀伊半島大水害による甚大な被害を経験した本市においても、市民の皆さんが地球温暖化の抑制に資する「環境負荷を低減する生活」に意識を向けていただくことを契機とするため「五條市気候非常事態宣言」を発出することについて、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の七十四ページから七十五ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、五條市気候非常事態宣言（案）の全文について、朗読をさせていただきます。

『五條市気候非常事態宣言

現在、地球温暖化に起因する気候変動により、熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなどが世界各地で引き起こされ、多くの人々や自然

が犠牲になっています。

日本各地でも、猛暑、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本市においても平成二十三年の紀伊半島大水害では山林の深層崩壊により多くの尊い人命が奪われるなど、甚大な被害を及ぼしました。

また、本市は地域の七四％を山林が占める豊かな自然環境の中、柿を中心とした農林産物の育成が盛んで、近年は「日本一の柿のまち」と呼ばれるまでになりましたが、自然環境に大きく依存した産業は気候変動による影響を直接受けるため、今後更に気候変動の悪化が進むと品質の低下や収穫量の減少、ひいては地場産業の衰退につながることも危惧されています。

このようなことから、本市は地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとつて著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言します。

この宣言により、次の活動に取り組むことで、五條市ビジョンに掲げる将来像とSDGsの実現にもつながり、本市の新たな成長と発展の礎となるものと確信しています。

一 五條市民憲章にうたわれている、「古い文化と恵まれた自然を守り、緑と水のきれいなまちをつくりましょう。」を守り、自然との共存意識を高めます。

二 気候変動の非常事態に関する市民への周知啓発に努め、全市民が家庭生活、社会生活、産業活動において、省エネルギーの推進と併せて、4R【Reduce（リデュース・ごみ排出抑制）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再資源化）、Refuse（リフューズ・ごみの発生回避）】に積極的に取り組むように働きかけます。

三 市域の七四％を占める豊かな森林の環境整備を進め、森林資源を地域資源として活用することで二酸化炭素吸収源の整備に取り組むとともに、木質バイオマスなど自然資源に由来する再生可能エネルギーの割合を高め、温室対策ガスの排出抑制にも取り組めるよう、民間企業などと連携した取組を進めます。

四 紀伊半島大水害等の自然災害の経験を糧とし、防災、減災に向けた危機管理意識の向上に努めます。』

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から二十四日まで休会とし、次回二十五日午前十時に再開して、議案審議を行います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十分散会